

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育施設の対応について [Q & A]

保護者の皆様へのお願い

日頃より、松戸市の保育行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

これまで本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年4月8日に、必要な保育を確保したうえで保育の規模を縮小するため登園自粛の要請を行い、その後、令和2年4月24日から市内保育施設を臨時休園してまいりました。国の緊急事態宣言の期間が終了に伴い、市内保育施設においては、「臨時休園」を解除し、感染拡大止の観点から6月14日まで、登園自粛の要請をしており、保護者の皆様のご協力により、新型コロナウイルス感染症対策として、接触機会の低減に取り組んできたところでございます。

6月15日（月）以降は、通常の保育の提供となる予定ですが、引き続き保育施設の感染症対策を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

保育園等の臨時休園に関するQ & A

令和2年6月2日 更新

Q1 登園自粛期間中に保育の利用はできますか。

登園自粛期間である6月1日から6月14日までは、通常どおり保育を必要とする方に対して保育を提供しつつ、家庭保育ができる方にはご協力をお願いしております。
6月15日以降は、通常保育となります。

Q2 保護者のどちらかの勤務が、自宅待機となった場合は、保育をお願いできますか。

保育を必要とする場合は、保育を提供いたします。登園自粛の期間である6月14日までは、お子さまの感染予防の観点から、家庭保育ができる方にはご協力をお願いしております。

Q3 なぜ、完全に休園しないのですか。

保育施設の全てが休園してしまうと、保護者が医療従事者や介護、インフラ関係等に従事する場合や、ひとり親などで仕事を休むことが困難な場合など、どうしても保育の必要なご家庭の子どもを受入先がなくなり、人材の不足により医療提供体制や社会生活に大きな支障が生じるおそれがあります。また、保護者の疾病などにより家庭保育が困難な家庭や配慮を要する児童（家庭）への継続した支援を行うため、ご家庭の個別の状況に応じて、保育を継続することとしております。

Q4 いつまで臨時休園となるのですか。

臨時休園の期間は、5月31日までとしております。
その後、感染拡大防止の観点として、6月1日から通常どおり保育を必要とする方に対して保育を提供しつつ、6月14日までは、家庭保育ができる方にはご協力をお願いいたします。今後変更がある場合は、松戸市ホームページ等でお知らせします。

Q5 登園自粛の対象となる施設はどこでしょうか。

登園自粛の対象となる施設は、認可保育所（公立保育所、民間保育園）、認定こども園、小規模保育事業所、認可外保育施設となります。

Q6 保育施設を欠席していた場合、保育料や給食費は返還されますか。

本市において、登園自粛を要請していた期間と臨時休園の期間の保育料及び給食費については、登園日数に応じて当該費用を減額いたします。

（減額の対象となる期間は、令和2年4月1日から令和2年6月14日までです。6月15日以降に欠席された日数は減額の対象とはなりません。）

① 保育料について

原則、保育料は減額前の金額で一旦納入していただきます。後日、各保育施設から本市に登園日の報告を受けて、減額する保育料を決定いたします。保育料の減額に伴い、過払いとなった費用については、各保育施設から返金等の対応を行います。

（認可保育所（公立保育所、民間保育園）については、直近の保育料徴収月分に充てさせていただく予定のため、保護者の方に、新たな手続きをしていただく必要はございません。）

② 給食費について

松戸市の公立保育所については、上記登園日数（減額の対象となる期間）に応じて保育料と同じ取扱いにより、直近の給食費徴収月分に充てさせていただく予定のため、保護者の方に、新たな手続きをしていただく必要はございません。

尚、民間保育園については、徴収方法や返還方法など各保育施設で対応が異なりますので、各施設に直接お問い合わせください。

Q7 減額する保育料は、どのように計算されますか。

0歳児から2歳児の保育料は、登園日に応じて日割り計算により減額します。

日割り適用する保育料は、以下のとおり算出します。

・保育料×（その月の登園しなかった日を除く開所日）÷25

※登園しなかった日には、保育施設の臨時休園日も含みます。

※6月分の日割り適用する期間は、6月1日から6月14日までの期間です。

6月15日（月）以降に欠席された日数は、保育料の減額対象となりません。

Q8 登園自粛の要請に伴い、家庭で過ごす時間が増えることで環境が変わりました。
子育てに関する悩みごとなど相談する場所がありますか。

本市では、ご家庭での子育てに関する相談先をご紹介します。
下記 QRコードをご参照下さい。

① 松戸市ホームページ『ひとりで悩まないで ～子育て世帯向け相談窓口～』



② 松戸市ホームページ『自宅で過ごす子どもたちのために』



③ 松戸市『感染症（新型コロナウイルス感染症の関連情報）』

